|  |
| --- |
| 令和７年度府立学校教職員人事取扱要領　　　　　　　１　適用範囲この要領の適用範囲は、府立学校に勤務する実習教員、寄宿舎指導員及び技術職員とする。２ 府立学校教職員人事の重点令和７年度府立学校教職員人事は、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」に基づき、各学校の実情に応じて校長・准校長の具申をもとに、次のことを重点として計画的に行うものとする。（1）　学校に清新の気風を醸成するとともに、教職員の経験を豊かにし、資質の向上を図るため、異動を積極的に推進する。(2) 　校長・准校長の掲げる学校経営ビジョンの実現のため、人事を通じて校長・准校長のリーダーシップ発揮のための支援を図る。(3) 　各学校の人材配置については、教育目標の達成を図るため、適材適所の配置を行う。(4) 　現任校に長期間勤務する教職員の異動を計画的に推進する。(5)　 過欠員を生ずる学校については、その解消を図る。３ 府立学校教職員の異動(1)　異動の対象　　 ① 次のアまたはイに該当する者　　 ア 現任校に４年以上勤務する者　　 イ その他教育委員会が学校運営上必要と認める者　　 ② 上記以外の者で異動希望を有するもの(2)　異動の方法　　　　教職員の異動については、上記(1)の対象者から、校長・准校長の具申をもとに府立学校全体の状況を踏まえて計画的に行う。 |